



西条市告示第141号

西条市条例（平成16年西条市条例第51号）附則第24条に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものは新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事とする。

令和2年9月10日

西条市長 玉井 敏久

